

入札説明書

件名：埼玉県川口地方庁舎ほか 15 施設で使用する電気

埼玉県総務部管財課

「埼玉県川口地方庁舎ほか 15 施設で使用する電気」の調達に係る入札公告に基づく入札については、入札公告及び関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

埼玉県川口地方庁舎ほか 15 施設で使用する電気

(2) 数量

予定契約電力

ア スタンダードS相当：60A

イ スタンダードL相当：392kVA

ウ 動力プラン相当：359kW

予定使用電力量：1,075,670キロワット時

ア 電灯：651,830キロワット時

イ 動力：423,840キロワット時

(3) 仕様等

入札公告、仕様書及び電気需給契約書案のとおり

2 担当部局

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県総務部管財課 電気施設担当

電話番号：048-830-2613 FAX：048-830-4736

電子メール：a2580-04@pref.saitama.lg.jp

3 入札方法及び競争入札参加資格

本件入札は、埼玉県物品調達等電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。その他の事項は、入札公告のとおり。

4 入札参加の手続

入札に参加を希望する者は、入札公告に定めるところにより、次の書類等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 電子入札による場合

電子入札システムに記録する方法により、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するとともに、次の(ア)から(オ)の資料を入札告示3(1)に示す場所に、書留郵便、持参又は電子メールにより、提出しなければならない。

なお、提出した書類について埼玉県（以下「県」という。）から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第2条の2の規定による。）

(ウ) 使用予定の「電気需給約款」のひな形

(エ) 適合証明書（様式2）

(オ) 供給実績調書（様式3）

イ 紙入札による場合

上記ア(ア)から(オ)のほか、次の(ア)及び(イ)の書類を書留郵便又は持参により提出しなければならない。

(ア) 電子入札運用基準に定める紙入札参加承認申請書

(イ) 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び商号又は名称を記入し、110円切手を貼付したもの）

(2) 提出期間

入札公告のとおり

(3) 入札参加資格の確認等

ア 電子入札システムにより確認申請書を受理した時は、県は確認申請受付票を電子入札システムにより発行する。

イ 提出された書類に基づく審査の結果、入札公告に定める入札参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。なお、紙媒体の入札書による場合は、これに加えて、県の承認を得た者のみ参加できる。

(ア) 電子入札システムによる場合

令和8年10月27日（火）午後3時までに電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を発行し、入札参加資格の有無を通知する。

(イ) 紙媒体の入札書による場合

令和8年10月27日（火）午後3時までに競争入札参加資格確認通知書（様式4）をFAX又は電子メールにより送付し、入札参加資格の有無及び入札保証金の納付の可否を通知する。

併せて、電子入札運用基準に定める紙入札参加（承認・不承認）書をFAX又は電子メールにより送付し、紙媒体による入札参加の可否を通知する。

なお、いずれも原本は、後日郵送により送付する。

ウ 競争入札参加資格があると認められた場合でも、契約締結までの間に入札公告に定める入札参加の資格を欠くこととなった場合は、失格となる。

エ 入札参加を希望する者は、上記(1)の書類に関し説明及び協議を求められた場合は、これに応じなければならない。また、説明及び証明に必要な費用は、入札参加希望者の負担とする。

オ 審査の結果、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、その通知を受け取った日の翌日から7日以内に、書面（任意様式）により、県に対し説明を求めることができる。

カ 県は、上記オの説明を求めた者に対し、説明を求められた日の翌日から7日以内

に、書面により回答する。

(4) 入札の辞退

入札を辞退する者は、入札辞退届を提出すること。

また、入札書受付期間に入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす。

5 仕様書等に関する質問及び回答

入札後仕様書等の不知又は不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

- (1) 仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり、電子メール又は FAX により質問書（様式 5）を提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 9 時から令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 3 時まで

（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日の午後 5 時から午前 9 時までを除く。）

イ 受付場所

上記 2 に同じ

なお、送付後、電話にて送信した旨を連絡すること。

- (2) 回答は、次のとおり行う。

ア 回答日時

令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 3 時まで

イ 回答方法

入札参加資格申請者全員に電子メール又は F A X により送付する。

6 入札及び開札

入札参加者又はその代理人は、入札説明書、仕様書、電気需給契約書（案）及びその他添付書類をよく読んだ上で、入札しなければならない。

- (1) 入札書の提出

ア 電子入札による場合

入札参加資格者は入札公告に示す期間内に入札金額及びくじ入力番号（任意の 3 桁）を電子入札システムに記録するとともに、電子入札システムの内訳書追加機能により、単価表（様式 8）及び各内訳書（様式 9－1、様式 9－2、様式 9－3）を添付して提出すること。

イ 紙入札による場合

（ア） 入札書（様式 6）に入札金額、くじ入力番号（任意の 3 桁）及び必要事項を記入すること。

（イ） 書留郵便により上記 2 に示す場所あて、入札公告に示す期間に到着するように送付すること。

（ウ） 封筒は、任意の二重封筒とし、中封筒は入札書（様式 6）、単価表（様式 8）及び各内訳書（様式 9－1、様式 9－2、様式 9－3）を入れ封印等の処理をした上で、「入札書等在中」と朱書きで表記するとともに、開札日、件名及び

入札参加者の商号又は名称を表記すること。再度入札への参加を希望する者は、再度入札用の入札書、単価表及び内訳書も同封すること。表封筒には、入札書等を同封した中封筒及び連絡担当者の名刺 1 枚を入れ、表に送付先として、上記 2 に示す郵便番号、住所、機関名、送付元として、入札参加者の住所、商号又は名称及び開札日を表記するとともに「入札書等在中」と朱書きで表記すること。

(エ) 入札書を代理名で提出するときは、表封筒に委任状（様式 7）を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(2) 入札書受付期間

入札公告のとおり

(3) 開札の日時及び場所

入札公告のとおり

(4) 入札書の記載及び提出における注意事項

ア 入札金額の算定に当たっては、一切の諸費用を含め入札金額を見積るものとする。ただし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないこととする。

イ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電流の単位は 60 アンペアとする。

(イ) 契約容量の単位は 1 キロボルトアンペア、契約電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(ウ) 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(エ) 料金の月及び年間合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額及び地方消費税額を含む料金の年間合計金額から税抜金額を算出する場合、単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り上げる。

(カ) 単価表において、基本料金単価及び電力量料金単価の消費税及び地方消費税額を算出する場合、単位は銭とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

ウ 入札参加者は、入札説明書及び仕様書、電気需給契約書（案）及びその他添付書類等をよく読んだ上で、入札しなければならない。

エ 代理人が入札する場合は、代表者が作成した委任状を提出し、入札書に上記 6

(1) イ（ア）に定める必要事項のほか、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名しておかなければならない。

オ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、再作成しなければならない。

カ 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

キ 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。開札において、

入札参加者又はその代理人が出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、電子入札による入札参加者については、出席を要しない。

ク 入札参加者又はその代理人は、開札時刻を過ぎて開札に参加することはできない。

ケ 入札参加者又はその代理人は、開札担当職員が特にやむを得ないと認めた場合を除き入札会場から出ることはできない。

コ 開札の会場において、次のいずれかに該当する者は、会場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合した者

サ 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

シ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札をすることがあるので、希望する者は再度入札に応じられるようあらかじめ準備しておくこと。

(ア) 再度入札は1回までとする。

(イ) 初度入札が無効となった者は再度入札に参加できないものとする。

(ウ) 紙入札の場合かつ、初度の入札書を提出する際に再度入札用の入札書が提出されていない場合には、再度入札を辞退したものとみなす。

ス 入札参加資格者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

セ 電子入札システムに記録した後は、書換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札公告に定める入札参加資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

ケ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規

則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

コ 前各号に定めるもののほか、その他入札公告及び入札説明書に示す事項に反した者がした入札

（6）落札者の決定等

ア 有効な入札書を提出した者で予定価格の 100 / 110 の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、入札書に記載した 3 桁のくじ番号により、電子くじを実施し、落札者を決定する。

ウ イの同額の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していない者があるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。

エ 落札者を決定したときには、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

オ 落札者は、速やかに契約書を締結することとする。速やかに締結しないときは当該契約の相手方となる資格を失うことがある。なお、契約は、落札者が提出した入札書に記載された金額の算出根拠となる単価及び算出方法に基づくものとする。

（7）契約書の作成

ア 契約は、落札者と埼玉県との間で、締結する。

イ 立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。この場合、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。この場合、契約書は、2 通作成し、それぞれその 1 通を保持するものとする

ウ 契約条項

電気需給契約書（案）のとおり

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

ア 紙入札による場合は、入札保証金の納付について確認通知書と併せて通知する。

イ 入札保証期間は、開札終了から 20 日程度を加えた期間とすること。

ウ 入札保証金は入札公告に定める入札書締切日時までに納付すること。

（2）契約保証金

契約保証期間は、契約終了日までとすること。

8 特記事項

契約書の締結にあたり、契約内容を熟知の上、契約事項を誠実に履行することとする。